

静岡県家畜共同育成場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月28日

静岡県知事 川勝平太

静岡県条例第10号

静岡県家畜共同育成場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

静岡県家畜共同育成場の設置及び管理に関する条例（昭和41年静岡県条例第53号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(利用料金の納付) 第13条 (略) 2 利用料金は、1頭につき1日 <u>675円</u> の範囲内において、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定めるものとする。利用料金を変更しようとするときも、同様とする。 3・4 (略)	(利用料金の納付) 第13条 (略) 2 利用料金は、1頭につき1日 <u>699円</u> の範囲内において、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定めるものとする。利用料金を変更しようとするときも、同様とする。 3・4 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- この条例の施行に伴って必要となる改正後の第13条第2項の規定による承認は、この条例の施行の日前においても、同項に定める額の範囲内で行うことができる。